

香芝市告示第84号

香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を次のように定める。

令和6年7月17日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の育児に係る相互援助活動の推進及び多様なニーズへの対応を図り、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境の実現を目的として、香芝市（以下「市」という。）において香芝市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(組織)

第3条 香芝市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 利用会員 子どもの預かりに関する援助を受けることを希望する者
- (2) サポート会員 子どもの預かりに関する援助を行うことを希望する者
- (3) 事業を所管する課の職員

2 子どもの預かりに関し、利用会員及びサポート会員（以下「会員」という。）の意見を調整し、又はそれに対する助言を行うため、センターにアドバイザーを置く。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員の相互援助活動（以下「援助活動」という。）に係る日程の調整に関すること。
- (3) 会員が必要とする知識を習得するための講習会の開催に関すること。
- (4) 会員相互が交流するための交流会等の開催に関すること。
- (5) センターの広報に関すること。

2 前項に掲げる事業に係る事務は、子育て支援に関する事務を分掌する課において処理する。

(会員)

第5条 会員は、市内に居住する者でなければならない。

- 2 利用会員は、生後6月から小学生までの子どもを現に養育している者でなければならない。
- 3 サポート会員は、市が実施する講習を受講した20歳以上の者でなければならない。

(会員の登録等)

第6条 会員として登録を受けようとする者は、香芝市ファミリー・サポート・センター入会申込書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 サポート会員として登録を受けようとする者は、市が実施する講習を受講しなければならない。ただし、市長が講習の受講を要しないと認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により登録の承認をしたときは、香芝市ファミリー・サポート・センター会員登録承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、サポート会員については、香芝市ファミリー・サポート・センター会員証（第3号様式）を併せて交付するものとする。
- 4 利用会員とサポート会員は、兼ねることができるものとする。
- 5 会員は、第1項の規定により登録を承認された事項に変更が生じたときは、香芝市ファミリー・サポート・センター会員登録変更届（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(援助活動の内容)

第7条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設における保育開始前又は保育終了後の子どもの預かり
 - (2) 保育施設までの送迎
 - (3) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (4) 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (5) 買い物等外出の際の子どもの預かり
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める子どもの預かり
- 2 援助活動は、原則サポート会員の自宅において行うものとする。ただし、利用会員とサポート会員との間で合意がある場合は、この限りでない。
 - 3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。
 - 4 一度に預かることができる子どもの人数は、サポート会員1人につき原則1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもの預かる場合は、サポート会員の経験、子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮ができる状態でなければならない。

(援助活動の時間及び報酬基準額)

第8条 援助活動を行うことができる時間は、午前8時から午後8時までの間で、利用会員の必要とする時間とする。ただし、アドバイザーが必要と認める場合は、午前7時から援助活動を行うことができるものとする。

2 援助活動に対して支払う報酬の基準額は、別表に定めるとおりとする。
(援助活動の依頼、提供等)

第9条 利用会員は、サポート会員の援助活動を必要とする場合は、センターに対し、援助活動の依頼の申込みをするものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けたときは、利用会員が必要とする援助活動の内容、子どもの年齢、日時、場所等（次項において「援助活動の内容等」という。）を勘案して、適当なサポート会員を紹介するものとする。

3 利用会員は、紹介されたサポート会員と援助活動の内容等について、十分に調整しなければならない。
(援助活動における自家用車の使用)

第10条 サポート会員は、援助活動に伴う送迎等における利用会員の子どもの安全確保及び事故、体調不良等が発生した場合の対処について、あらかじめ利用会員と十分な協議を行い、かつ、利用会員の同意があったときに限り、自家用車（自動二輪車を除く。以下同じ。）を使用して援助活動を行うことができる。

(自家用車の登録申請等)

第11条 援助活動に自家用車を使用するサポート会員は、あらかじめ自家用車使用登録申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ申請し、当該自家用車の使用に係る登録の許可を受けなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(3) 自動車保険証券の写し

(4) 運転免許証の写し

(5) 自家用車をリースしていることが確認できる書類（自家用車をリースしている場合に限る。）

2 市長は、前項に規定する自家用車の使用に係る登録の申請があったときは、その内容について審査し、その可否について自家用車使用登録可否決定通知書（第6号様式）により当該申請をしたサポート会員に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により自家用車の使用に係る登録の許可をするときは、援助活動を行うために必要な条件を付することができる。

4 サポート会員は、第1項に規定する申請の内容に変更が生じたときは、再度申請しなければならない。

(自家用車の登録の許可基準)

第12条 援助活動に使用する自家用車の登録を許可する基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用する自家用車が、サポート会員又はサポート会員が属する世帯に属する者が所有又はリースしているものであること。
- (2) 車両が整備されたものであること。
- (3) 自動車損害賠償責任保険及び自動車保険に加入していること。
- (4) サポート会員が直近1年間で人身事故を起こしていないこと。

(自家用車の使用の同意)

第13条 第11条第2項の規定により自家用車の使用に係る登録の許可を受けたサポート会員は、援助活動において自家用車を使用しようとするときは、利用会員の同意を得た上で、同意書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交通事故の報告)

第14条 サポート会員は、自家用車による援助活動中に交通事故が発生したときは、法令に定められた処置を取り、センターに報告の上、適切な指示を受けるとともに、後日速やかに自動車事故報告書（第8号様式）により事故の内容を市長に報告しなければならない。

(自家用車の登録抹消)

第15条 サポート会員は、自家用車の使用に係る登録の抹消を希望するときは、自家用車使用登録抹消届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、サポート会員がこの要綱に違反したときは、自家用車の使用に係る登録を抹消することができる。

(報酬等の支払等)

第16条 サポート会員は、援助活動が終了したときは、援助活動報告書（第10号様式）を作成し、利用会員の確認を受けるとともに、当該報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 利用会員は、前項の報告書を確認したときは、速やかに報酬及び実費をサポート会員に対して支払わなければならない。

(保険加入及び事故対応)

第17条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うため、市が指定する補償保険に一括して加入するものとする。

- 2 市は、援助活動中に事故が発生した場合は、速やかに解決するよう当事者

を援助しなければならない。

(留意事項)

第18条 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

2 会員は、援助活動を行うに当たって知り得た秘密又は個人情報を他人に漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(退会)

第19条 会員は、退会しようとするときは、香芝市ファミリー・サポート・センター退会届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次に掲げる場合には会員を退会させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の趣旨に反する行為を行ったとき。

(3) 援助活動において、会員としてふさわしくない言動を行ったとき。

(4) 第5条に定める会員の要件を満たさないと市長が認めるとき。

3 サポート会員は、前2項の規定により退会したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

標準活動報酬基準表

援助活動日	援助活動時間帯	報酬基準額 (1 時間当たり)
月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)	午前 8 時から午後 6 時まで	600 円
	午前 7 時から午前 8 時まで 又は午後 6 時から午後 8 時まで	700 円
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	午前 8 時から午後 8 時まで	800 円

備考

- 1 最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間として計算する。
- 2 1 時間を超えて端数が生じる場合は、当該端数が 30 分までのときは 0、5 時間、30 分を超えるときは 1 時間として計算する。
- 3 利用会員が 2 人以上の子供を預ける場合における報酬額は、2 人目以降からはこの表に定める報酬額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第1号様式（第6条関係）

香芝市ファミリー・サポート・センター入会申込書
(利用会員用)

年 月 日

香芝市長 様

次のとおり、香芝市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
つきましては、香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守し、この申込書に記載の情報がサポート会員に提供されることに同意します。

氏名	フリガナ		性別	男・女	
			生年月日	年 月 日 () 歳	
住所	〒				
連絡先	自宅電話番号		緊急時 連絡先		
	自宅FAX番号				
	携帯電話番号				
勤務先	名称			勤務形態	
	所在地	電話番号 ()		勤務時間	
子どもの状態	氏名	生年月日	性別	保育所・幼稚園・小学校名	病歴・アレルギー等
			男・女		
			男・女		
			男・女		
	特に注意して欲しいこと等				
同居家族	氏名	続柄	年齢	職業	希望 援助 内容
かかりつけの医療機関	名称			名称	
	所在地			所在地	
	電話			電話	

※ファミリー・サポート・センター記入欄

会員番号		入会年月日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証・その他 ()
		退会年月日	年 月 日	備考	

香芝市ファミリー・サポート・センター入会申込書
(サポート会員用)

年 月 日

香芝市長 様

次のとおり、香芝市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
つきましては、香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守し、この申込書に記載の情報が利用会員に提供されることに同意します。

氏名	フリガナ							性 別		男・女			
								生年月日		年 月 日 () 歳			
住所	〒												
連絡先	自 宅 電 話 番 号							緊急時 連絡先					
	自 宅 F A X 番 号												
	携 帯 電 話 番 号												
勤務先	名 称							勤務形態					
	所在地		電話番号 ()					勤務時間					
保育に関する事項	経験・年数												
	保育に関する 免許・資格		☐ 無 ☐ 有 (1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 その他 ())										
活動可能日	活動可能な時間帯に○を付けてください。							預かれる子どもの年齢		可否		特記事項	
	時間帯	日	月	火	水	木	金	土	1 歳児未満		可・否		
									1 歳・2 歳		可・否		
									就学前		可・否		
									小学生		可・否		
同居家族	氏名		続柄			年齢		職業		自家用車での送迎 ☐ 可能 ☐ 不可能			
										ペットの の有無 ☐ 無 ☐ 有 ()			

※ファミリー・サポート・センター記入欄

会 員 番 号		入会年月日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証・その他 ()
		退会年月日	年 月 日	備 考	

第2号様式（第6条関係）

香芝市ファミリー・サポート・センター会員登録承認通知書

年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで申込みのありました香芝市ファミリー・サポート・センターへの入会につきましては、次のとおり承認しましたのでその旨通知します。

会員区分

会員番号

第3号様式（第6条関係）

（表面）

香芝市ファミリー・サポート・センター会員証

会員番号

氏 名

生年月日

上の者は、香芝市ファミリー・サポート・センター事業の趣旨を理解し、地域における育児の相互援助活動に賛同してサポート会員として登録されていることを証明します。

年 月 日

香芝市長



（裏面）

- 1 援助活動中は、必ずこの会員証を携帯し、関係人の請求があったときは、提示してください。
- 2 援助活動を通じて知り得た秘密又は個人情報を他人に漏らしてはいけません。
- 3 援助活動の実施については香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守してください。
- 4 援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。
- 5 この会員証を紛失したときは、直ちにセンターへ連絡してください。
- 6 この会員証は、他人に貸したり、譲渡してはいけません。
- 7 上記事項を遵守されない場合は、退会していただく場合があります。
- 8 退会されるときは、この会員証をセンターに返還してください。

香芝市ファミリー・サポート・センター緊急時連絡先

第 4 号様式（第 6 条関係）

香芝市ファミリー・サポート・センター会員登録変更届

年 月 日

香芝市長 様

会員番号
氏 名

会員として登録されている事項につきまして、次のとおり変更がありましたので、届け出ます。

項 目	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
その他 の事項		

第5号様式（第11条関係）

自家用車使用登録申請書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第11条第1項の規定により、援助活動において自家用車の使用を希望するため、次のとおり申請します。

車名	自動車登録番号	車両所有者（リース契約者）
登録車両の損傷有無		確認年月日

備考 登録車両に損傷がある場合は、登録車両の損傷有無の欄に損傷箇所及び状態を記載すること。

また、香芝市ファミリー・サポート・センター事業における自家用車の使用に当たって、直近1年間に人身事故を起こしていないこと、運転免許証停止処分を受けていないこと及び香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を遵守し、次の禁止事項をしないことを誓約します。

- (1) 飲酒運転
- (2) 過労運転及び居眠り運転
- (3) 速度違反運転
- (4) 駐停車違反及び放置駐車
- (5) 不正請求及び白タク行為
- (6) その他道路交通法（昭和35年法律第105号）で禁止されている運転

なお、自家用車の所有者及びリース契約者が申請者本人でないときは、世帯状況について市が調査することを承諾します。

申請者氏名：
(署名又は記名押印)

第 年 月 日

様

香芝市長 印

自家用車使用登録可否決定通知書

年 月 日に申請がありました自家用車の使用に係る登録について、次のとおり決定したので、香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

申 請 者 名	
車名及び登録番号	
決 定 の 内 容	☐ 可 有効期限 年 月 日 から 年 月 日 まで
	☐ 否 理由
許可の条件	

留意事項

- 1 サポート会員は、飲酒運転その他の道路交通法に違反する行為をしてはならない。
- 2 サポート会員は、自家用車を使用するときは、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車保険証券及び運転免許証を携帯しなければならない。
- 3 サポート会員は、満 6 歳未満の子どもを乗車させるときは、その年齢に応じてチャイルドシート又はジュニアシートを使用しなければならない。
- 4 サポート会員は、利用会員が用意したチャイルドシート又はジュニアシートの種類、使用期間、自家用車への設置方法及び着用方法を利用会員とともに確認しなければならない。

第7号様式（第13条関係）

同意書

香芝市ファミリー・サポート・センター事業において、サポート会員の自家用車を使用した援助活動を希望するため、下記の内容に双方同意いたします。

記

サポート会員による自家用車を使用した援助活動中の事故で生じた損害賠償等は、サポート会員が加入している自動車損害賠償責任保険若しくは自動車任意保険の補償又は利用会員とサポート会員の協議において定めた補償内容で対応するものとし、香芝市ファミリー・サポート・センターは関与しないことを了承します（香芝市ファミリー・サポート・センターが加入する保険を適用する場合を除く。）。

香芝市長 様

活動内容：

年 月 日

サポート会員氏名：
（署名又は記名押印）

年 月 日

利用会員氏名：
（署名又は記名押印）

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

自動車事故報告書

年 月 日

香芝市長 様

報告者

事 故 発 生 日 時		
事 故 発 生 場 所		
届 出 警 察 （ 担 当 警 察 官 ）		
相 手 方	氏 名 及 び 年 齢	
	電 話 番 号	
	住 所	
	車 名	
	登 録 番 号	
	免 許 証 番 号	
	病 院 名 （ 電 話 番 号 ）	
	その他（目撃者の の 連 絡 先 等）	
	保 險 会 社	
	ケ ガ の 程 度	
利 用 会 員 の 状 況		
サポ-ト会員の状況		

現場の状況	
車の状況	

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

自家用車使用登録抹消届出書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、援助活動における自家用車の使用に係る登録を抹消したいので、次のとおり届け出ます。

登 録 者 名	
車 名 及 び 登 録 番 号	
登 録 抹 消 理 由	

第10号様式（第16条関係）

援 助 活 動 報 告 書

1. 援助実施日時
- 年 月 日 () : ~ :
2. 利用会員
- 会員番号
- 氏 名
- 子どもの名前

3. 援助活動

時分	事 項	援助内容や子どもの様子

(注) 事項欄には、食事（ミルク）、おやつ、排泄、沐浴、睡眠、遊びなどを記入

4. 報酬等

- ・報酬
- 円× 時間 = 円
- 円× 時間 = 円
- 円× 時間 = 円
- ・交通費（ガソリン代を含む。）
- 円
- ・その他実費（)
- 円
- ・合計
- 円

(サポート会員)

上記のとおり報告します。

会員番号 氏名

(利用会員)

上記について確認しました。

会員番号 氏名

第 1 1 号様式（第 1 9 条関係）

香芝市ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

香芝市長 様

会員区分

会員番号

住 所

氏 名

次の理由により香芝市ファミリー・サポート・センターを退会したいので、その旨届け出ます。なお、援助活動を通じて知り得た秘密又は個人情報を他人に漏らさないことを誓約します。

（理由）